

津島税務署からのお願い

簡単・便利な e-Tax にご協力を！
スマホ・PC 等から申告できます！

○ 確定申告と感染防止対策について

例年、年明けから多くの納税者の皆様が確定申告の手続きのため税務署へ来署され、2月16日(火)から3月15日(月)までの確定申告期間には、さらに多くの納税者の皆様が確定申告会場(津島市文化会館)に来場されることが予想されます。混雑した状況下では、いわゆる**密集・密接・密閉(=3密)**の環境が発生しやすく、少なからず感染リスクが発生します。

令和2年分の確定申告においては、税務署側においても感染防止対策を第一に考え、納税者の皆様の安全を確保するため、入場制限等の会場運営を行います。

税務署や確定申告会場で対応できる納税者の人数にも**限界が発生**しますので、納税者の皆様の安全確保という観点におきましても、ぜひ、簡単・便利な**自宅等からの e-Tax**にご協力をお願いします。

○ 年内に e-Tax のご準備を！

①マイナンバーカード+ICカードリーダーまたは②マイナンバーカード+マイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、e-Tax を利用して申告書を提出できます。また、事前に税務署でID・パスワードの発行手続きを行っていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダー等をお持ちでない方でも、e-Tax をご利用できます。

確定申告に備え、今のうちから、市町村でのマイナンバーカードの申請手続きまたは最寄りの税務署の窓口でのID・パスワードの発行手続きをご検討ください。

なお、ID・パスワードの発行を希望される場合には、申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、最寄りの税務署にお越しください。

個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です(所得税及び復興特別所得税の申告が必要でない方も対象)。

詳細は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧くださいか、最寄りの税務署(所得税担当)にお問い合わせください。



【国税庁 HP>税の情報・手続・用紙>税について調べる>確定申告>個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存】

問合せ 津島税務署 個人課税部門 ☎0567・26・2161